



黒田奨学会は、旧筑前国の当主黒田家の育英制度に由来します。黒田家は明治維新直後に藩内から留学生を海外に派遣したのをはじめ、東京で修学する学生に寄宿舎の提供や奨学金の貸与を行っておりました。大正4年に「黒田奨学会」を設立し、さらに昭和4年には財団法人化して奨学制度を充実させ今日に至っております。

ハーバード大学に留学し、後に帝国憲法の起草や日露戦争のポーツマス講和において活躍した当会理事の金子堅太郎は、昭和10年の総会で、奨学生を前に「諸君は将来社会のために働け」と訓示しました。現在も私たちは「社会に貢献する奨学生たれ」をモットーとしております。

## 奨学金制度について

### 応募資格

下記の条件を満たすこと

- 1) 旧黒田藩内に所在する高等学校の3年次に在籍する方(過年度卒業1年目まで可)
- 2) 福岡県内に所在する高等専門学校5年次に在籍し(過年度卒業1年目まで可)、下記のいずれかに該当する方
  - ① 現住所または保護者住所が旧黒田藩内であること
  - ② 旧黒田藩内の小学校もしくは中学校を卒業していること
- 3) 人格識見および学力の双方を兼ね備え、社会貢献の意欲ある方

### 給付内容

#### 1. 学部奨学生

- 1) 基礎奨学金:月額6万円(医・歯・薬・獣医学部 5~6年生:月額8万円)(GPA2.5以上)
- 2) 特別支援奨学金(当会規程に拠る)
  - ① 居住地による加算:2~5万円
  - ② 成績優秀者に対する加算支給:2万円(GPA3.8以上)
  - ③ 入学準備金の支給:入学時に特に経済的支援を希望する場合には、総合的に勘案した上で、65万円以内(例)生計を共にする者が5名の場合65万円支給
  - ④ 交換留学や世界トップクラス大学留学等に対して規程に従い留学資金を支給(GPA制限あり)
  - ⑤ 海外研修、国際学会参加の場合、規程に従い海外留学支援奨学金を支給(GPA制限あり)

海外留学支援奨学金制度名	支援内容
1. 派遣型留学支援	基礎奨学金の外に1ヶ月あたり10万円以内の奨学金を支給する。
2. 非派遣型留学支援	基礎奨学金の外に1ヶ月あたり10万円以内の奨学金を支給する。休学して留学する場合基礎奨学金は支給しない。ただし、留学先大学の授業料の2分の1以内を支給することができる。
3. 世界トップクラス大学留学支援	寮費および授業料の3分の2以内を支給する。寮費がない場合は月額10万円以内を支給する。
4. 海外研修参加	1回40万円以内を支給する。1年間に複数回参加する場合は40万円を上限とする。
5. 国際学会参加	1回40万円以内を支給する。1年間に複数回参加する場合は40万円を上限とする。なお、国内で開催されるものに参加する場合においても支給する。

#### 2. 奨学生が大学院に進学する場合(GPA3.0以上)

- 1) 修士課程奨学生:基礎奨学金月額8万円
- 2) 博士課程奨学生:基礎奨学金月額12万円

※GPAとは、「GradePointAverage」の略で、授業科目の成績評価に対して点数(GradePoint)を与え、その点数に各科目の単位数を乗じた合計を、履修科目の総単位数で割って算出した平均値のことをいいます。

### 応募方法

- 1) 応募書類を黒田奨学会HPよりダウンロードしてください。(令和6年9月上旬公開予定)
- 2) 願書(本人自筆)、学校長の推薦調書、所得証明書をそれぞれPDFファイル化してください。
- 3) 所属学校経由で黒田奨学会HP専用フォームより提出してください。(令和7年1月公開予定)  
インターネット環境が整っていない学校は郵送でも提出可能です。  
(令和7年1月31日事務局必着) ※応募者個人からの応募は受け付けません。

#### 【応募書類提出先】

〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-2-11 富士ビル赤坂7F  
公益財団法人 黒田奨学会

応募書類は  
こちらから  
ダウンロード  
できます

